

独立行政法人福祉医療機構役員退職手当支給規程新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧								
<p>附 則（平成25年3月29日）</p> <p>1 この規程の一部改正は、平成25年3月29日から実施し、平成25年1月1日から適用する。</p> <p>2 当分の間、次表に定める期間に退職し、解任され、又は、死亡した者（第6条第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額は、第3条の規定により算出した額に次表の調整率を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="161 528 1057 687"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年1月1日から平成25年9月30日まで</td> <td>100分の97.35</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月1日から平成26年6月30日まで</td> <td>100分の91.35</td> </tr> <tr> <td>平成26年7月1日以降</td> <td>100分の86.35</td> </tr> </tbody> </table>	期間	調整率	平成25年1月1日から平成25年9月30日まで	100分の97.35	平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の91.35	平成26年7月1日以降	100分の86.35	
期間	調整率								
平成25年1月1日から平成25年9月30日まで	100分の97.35								
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の91.35								
平成26年7月1日以降	100分の86.35								